

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の理由

福岡県住民基本台帳法施行条例（平成 14 年福岡県条例第 8 号。以下「条例」という。）の一部改正等に伴い、福岡県住民基本台帳法施行細則（平成 14 年福岡県規則第 56 号。以下「規則」という。）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

条例は知事が住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報を利用し、又は提供する事務を定めており、規則はその事務の詳細を定めています。

(1) 条例別表第二関係

条例別表第二の規定に基づき、規則で定めるべき以下の事項の規定を追加するほか、所要の規定の整備を行うものです。

- ①福岡県私立高校生等奨学給付金の支給に関する事務（規則第 11 条第 2 項）
- ②福岡県私立高等学校等学び直し支援金の交付に関する事務（規則第 11 条第 5 項）
- ③福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の交付に関する事務（規則第 11 条第 6 項及び第 7 項）
- ④福岡県高校生等奨学給付金の支給に関する事務（規則第 11 条第 15 項）

(2) 条例別表第三関係

条例別表第三の規定に基づき、規則で定めるべき以下の事項の規定を追加するほか、所要の規定の整備を行うものです。

- ①高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務（規則第 12 条第 4 項）
- ②福岡県立高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務（規則第 12 条第 6 項及び第 7 項）

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日